

これを主成分とする商品としては「漂白剤」「除菌剤」「パイプクリーナー」等がある。

議案第49号	三田市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
消防本部	消防法に定める危険物として「 <u>炭酸ナトリウム過酸化水素付加物</u> 」が追加されたこと及び電気自動車用の急速充電設備が火気設備等の対象として追加されたことに伴い、当該条例の一部を改正しようとするもの。
【改正趣旨】	①危険物の追加による改正 危険物の規制に関する政令の一部改正により、新たに「 <u>炭酸ナトリウム過酸化水素付加物</u> 」が規制対象になったことで、指定数量以上の場合については、直接政令の規制が適用されるが、 <u>指定数量未満5分の1以上の少量危険物に該当する数量の場合</u> は、市の条例による規制となっており、当該条例の一部を改正しようとするもの。 ②近年の電気自動車の普及に伴い設置が進められている電気自動車用の急速充電設備について、省令改正により対象火気設備等の対象として追加するとともに、急速充電設備の特性等を踏まえて、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する事項を新たに定めるに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
【関係法令】	①危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成23年政令第405号） ②対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成24年総務省令第17号）
【改正内容】	※上記①に係る改正（付則第2項～第5項関係）→「 <u>炭酸ナトリウム過酸化水素付加物</u> 」に係る経過措置 ●付則第2項 一定の基準に適合している場合に限り、火災予防条例に定める少量危険物取扱場所の配管の位置・構造・設備に係る技術上の基準を適用しない。 ●付則第3項 容器表示の基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、 <u>平成25年3月31日までの間は適用しない。</u> ●付則第4項 新たに少量危険物の貯蔵及び取扱いとなった場所又は屋内における貯蔵及び取扱いとなった場所のタンクそれぞれにおける位置、構造、設備に係る技術上の基準が <u>一定の基準を満たしている場合に限り平成25年6月30日までの間は適用しない。</u> ●付則第5項 改正政令により新たに少量危険物を貯蔵し、取り扱うこととなった者は、 <u>平成24年12月31日までに届け出れば足りることとした。</u> ※上記②に係る改正（第13条、第13条の2及び第14条関係） ●急速充電設備の位置、構造及び管理の基準の規定（第13条の2・追加）
	(1) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。(2) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。(3) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。(5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。(6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。(7) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。(8) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。(9) 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。(10) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。(11) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。(13) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。(14) 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。
【施行期日】	上記①は平成24年7月1日から、上記②は平成24年12月1日から施行する。
【経過措置】	上記②の規定が施行される際に現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備のうち、改正後の第13条の2の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。